

愛知大学 緑の協力隊「ポプラの森」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学に愛知大学緑の協力隊「ポプラの森」(以下「ポプラの森」という。)を置く。

(事務局)

第2条 「ポプラの森」事務局を、愛知大学校友課内に置く。

(目的)

第3条 「ポプラの森」は、人類共存・共栄の観点に立ち、地球環境の保全を目的に、日本沙漠緑化実践協会が主宰する中国沙漠緑化開発を支援し、広く社会に貢献するための活動を展開することを目的とする。

(事業)

第4条 「ポプラの森」は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 日本沙漠緑化実践協会が主宰する沙漠緑化事業に植林ボランティアを派遣し、沙漠緑化活動を支援する。
- (2) 機関紙及び参加者記念文集の発行。
- (3) 講演会、会員交歓会等の開催。
- (4) 協会に対する支援活動。
- (5) その他、目的達成のための事業。

第2章 会員・組織

(会員)

第5条 「ポプラの森」は、前第2条の目的に賛同し、会費を納入した個人会員ならびに法人会員をもって構成する。

(組織)

第6条 「ポプラの森」に会長、副会長、監事及び運営委員を置く。

(会長)

第7条 会長は、愛知大学学長をもってあてる。

- 2 会長は、「ポプラの森」を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、愛知大学同窓会長、愛知大学後援会長及び学内理事会において選任された者をもってあてる。

- 2 副会長は、会長を補佐する。

(監事)

第 9 条 監事は、「ポプラの森」会員から 2 名を運営委員会が選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、「ポプラの森」の財産の状況または事業執行の状況を監査し、監査の結果不整の点のあることを発見したときは、これを会長に報告する。

3 監事は、前号の報告をするために必要がある時は、会長に対して運営委員会の開催を請求することができる。

(運営委員会)

第 10 条 運営委員会 (以下「委員会」という。) は、次の者をもって組織する。

(1) 委員長 学内理事会から選任された副会長

(2) 委員 愛知大学同窓会、財団法人愛知大学同友会並びに後援会から各 1 名、会員の中から 2 名、校友課長

(3) 幹事 校友課員 1 名

2 委員会は、「ポプラの森」の事業及び運営に関する事項を審議・決定し、その運営にあたる。

3 委員会には、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第 11 条 会長の任期は学長在任期間とする。

2 監事、運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 3 章 会計

(会計)

第 12 条 「ポプラの森」の運営費として次の収入をあてるものとする。

(1) 会費 (入会費、年会費)

(2) 寄付金

(3) 愛知大学からの共催事業費

(4) 愛知大学後援会からの共催事業費

(5) 愛知大学同窓会からの共催事業費

(6) (財) 愛知大学同友会からの共催事業費

(7) その他の収入

2 「ポプラの森」の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 4 章 雑則

(会則にない細目)

第 14 条 この会則に規定のない細目は、運営委員会の議を経て決定する。

附 則(制定)

この要項は、2004 年 4 月 1 日から施行する。